

保健医療機関等コードを有していない場合の付番手続きについて

保険医療機関コード、特定健診機関コード、介護保険事業所コード（介護老人保健施設及び介護医療院に係るコードに限る。）（以下、「保険医療機関コード等」という。）を有していない場合は、下記のとおり類似コードを付番して対応しますので、お手続きをお願いします。

【類似コードの新規付番が必要な医療機関】

類似コードの新規付番が必要な医療機関は、以下のいずれかの施設です。

- 1 保険医療機関コード等を有していない接種施設
- 2 保険医療機関コード等を有しているが、ワクチン接種契約受付システムに入力してもエラーが出る接種施設

〔参考〕 保険医療機関コードについては、医科に関するコード（10桁の保険医療機関コード中3桁目が「1」であるコード）のみ使用可能であり、介護保険事業所コードについては、介護老人保健施設及び介護医療院（10桁の介護保険事業所コード中3桁目が「5」又は「B」であるコード）の場合のみ使用可能です。

なお、保険医療機関コード等を用いてワクチン接種契約受付システムへの登録後に当該保険医療機関コード等が変更となった場合に、新しい保険医療機関コード等に変更する必要があるかどうか等については追って連絡します。

【類似コードの付番手続き】

- 1 以下の神奈川県HP上の「保険医療機関コードが存在しない接種医療機関の手続き」という項目を参照し、類似コードの新規付番申請書（様式は下記HPからダウンロード）を神奈川県電子申請システムにて提出してください。

・神奈川県HP：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/vaccines/vaccination.html#cord>

- 2 神奈川県から付番結果がメールで伝達されます。

- 3 新規付番された類似コードを使用して委任状を作成します。委任状の作成は、下記URLにアクセスして作成してください。

※委任状登録URL

https://cont-mhlw.force.com/mhlw/vs_ininJyoTouroku

※その後の手順は「00_接種機関となるための準備について（2）集合契約に係る委任状の提出について」以降を参照してください。